

# 諸外国におけるブロードバンドの ユニバーサルサービス制度について

---

令和6年5月27日  
事務局

# ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供主体の選定方法及び義務について



英国



仏国※1



独国



豪州



韓国

## ◆ ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務について

<b>対象役務</b>	技術中立	技術中立	技術中立	固定回線を指定	原則固定回線
<b>利用を保障する対象</b> (固定地点/面的カバー)	固定地点	固定地点	固定地点	固定地点	固定地点
<b>無線技術の扱い</b>	可	可 (最大1%)	可	可 (合理的な場合のみ)	可 (一部地域限定)
<b>モバイル事業者の指定</b>	なし (仕様を満たさない)	なし	なし (指定実績なし)	なし	なし (除外はしていない)

## ◆ ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供主体について

<b>ユニバーサルサービス提供事業者の選定方法</b>	国の指定 (公募を実施)	公募	公募	国の指定 (国有事業者を指定)	公募
<b>ユニバーサルサービス提供事業者</b>	BT (ハル市以外)、 KCOM (ハル市)	Orange (協約)	—※2	NBN Co (国有事業者)	KT
<b>義務の内容</b>	最終保障提供	あまねく提供	最終保障提供	最終保障提供	最終保障提供
<b>指定期間</b>	なし	5年を超えない範囲	なし	なし	2年ごとに指定
<b>退出規制</b>	なし	なし	地域が供給不足 である限り存続	なし (NBN Co以外)	なし

## ◆ ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供条件について

<b>低廉性の要件</b>	あり	あり	あり	あり	あり
<b>品質基準 (速度)</b>	名目	なし	実測	名目	名目

※1 仏国においては、EU指令を国内法化するための制度の詳細を検討中。 ※2 事業者指定の実績はない。



## 英国におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの概要

- 英国では、行政（Ofcom）が公募を行い法令に基づき指定したユニバーサルサービス提供事業者（USP）が、利用資格のあるユーザーからの求めに応じて、基準を満たすブロードバンドサービスを提供する。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務について

- ユニバーサルサービスとして提供されるブロードバンドは、**固定場所<sup>※1</sup>への接続ができるものを対象**としているが、モバイル事業者や衛星通信事業者がUSPとして指定されることは、**法令において明示的に排除はされていないことから、技術仕様を満たすものであれば**法的には（モバイル事業者や衛星通信事業者が指定されることは）**可能**。
- 他方、制度創設時点では、**衛星通信サービスは、遅延や利用可能容量の許容範囲を満たさず、モバイルサービスも、利用可能容量の許容範囲（毎月最低100GB）を満たせない懸念が示され、いずれも技術仕様を満たすものと位置付けられていない。**
- **固定ワイヤレス通信**については、USPの義務を満たすサービスとして**認められている**。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供主体について

- Ofcomは、USPとして求められる仕様を満たし、ユニバーサルサービスを提供する能力がある事業者を、効率的かつ客観的で透明性のあるプロセスを通じて**直接指定**することとされ、**現在はBT<sup>※2</sup>（ハル市以外）とKCOM<sup>※3</sup>（ハル市）が指定**されている。
- USPに指定されたBTとKCOMはそれぞれのエリア内において、**利用資格のあるユーザーからの要求があった場合に、基準を満たすブロードバンドサービスを提供しなければならず、同2社で英国全土をカバー。基準額（後述）以下の代替的なブロードバンドサービスが存在する場合**には、**ユーザーはサービス提供をUSPに求める資格がない**。
- なお、**USPの指定期間は定められておらず、退出に関する規定もない**。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供条件について

- 料金の低廉性の閾値として**月額56.20ポンド<sup>※4</sup>が設定**されている。
- ブロードバンドの速度に関する品質要件<sup>※5</sup>として、**下り10Mbps以上、上り1Mbps以上が設定<sup>※6</sup>**されている。

※1 保障対象サービスとして、世帯向けか個人向けかという区別は行っていない。現時点ではモバイルサービスが技術的要件を満たすサービスとはされておらず、モバイルサービスを世帯人数分契約した場合の料金の低廉性に関する議論はされていない。 ※2 旧国営企業 ※3 旧公営（自治体）企業 ※4 2019年にブロードバンドサービスの月額料金を調査し、設定（45ポンド）。以降、毎年消費者物価上昇率（CPI）分閾値を引き上げ。 ※5 速度以外の要件として、コンテンション比率（50:1）、エンドユーザーが音声通話できるレベルの遅延。 ※6 Ofcomが毎年、英国全土で利用可能な通信速度に関するデータを公表。

## 仏国におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの概要（新たな制度については検討中※）

- 仏国では、ブロードバンドの提供義務を負う事業者を公募により選定するが、公募が不調の場合は、国が最終提供者を確保する仕組みが整備されており、旧国営事業者であるOrangeが指定され、必要な協約を締結（2023年まで）している。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務について

- ユニバーサルサービスとして提供されるブロードバンドは、2020年に改正が行われた現行法上、利用者が「ある決まった地点」においてサービスの利用が可能になるものとされており、提供主体の種別について明示的な規定は存在しない。
- モバイル事業者や衛星通信事業者がユニバーサルサービスの提供事業者として指定を受けた例はない。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供主体について

- ユニバーサルサービス提供事業者指定された事業者は、法令で定められた仕様に従って、全てのエンドユーザーが、ある決まった場所で、手頃な価格でサービスを利用できるようにすることとされている。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供条件について

- 現在、速度に関する具体的な品質要件は定められていない。

---

※ 仏国内において、2018年12月11日EU指令を国内法化するための新たな制度の詳細について検討を進めている。



## 独国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス※1の概要

- 独国では、行政（BNetzA※2）が、電気通信サービスが不十分かつ／又は安価でないと判断した地域において、手頃な料金で電気通信サービスを提供できる事業者を公募し、不調の場合には、当該サービスの提供を行う者を指定して確保する仕組みが整備。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務について

- ユニバーサルサービスとして提供されるブロードバンドは、**固定地点（エンドユーザーの主たる住居又は事業所）で提供されるものを対象**としており、法令（電気通信最低供給法令）に規定された仕様を満たす限り、**事業者が自由に技術を選択**できるため、**有線技術及び衛星通信を含む無線技術も使用可能**。
- 法令は、**多人数世帯を念頭に作成**されており、モバイル接続でサービスを提供する場合においても、宅内のルーターがモバイルネットワークに接続し、**固定された場所にいる世帯の住人にインターネットアクセスを供給すれば十分**であるとされている。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供主体について

- BNetzAは、法（電気通信法）に基づき、電気通信サービスが**不十分かつ／又は安価でないと判断した地域**について、**供給不足を公式に宣言**。当該地域で1か月の期間内に手頃な料金でサービスを提供する意思を表明※3する**事業者がない場合**、供給不足地域の近傍の電気通信事業者の意見を聴取し、サービス提供が可能な事業者を検討することとなっている。
- なお、現時点（2024年3月時点）でこの仕組みに基づいた**事業者指定の実績はない**※5。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供条件について

- ブロードバンドの速度に関する品質要件※6として、法令において、**下り10Mbps以上、上り1.7Mbps以上が設定**（定期的に測定※7可能な速度）されている。
- 事業者が、電気通信サービスの提供に影響を及ぼす可能性のある重要な変更を行う場合、供給不足の宣言と、これに伴う事業者の指定のため、**当該事業者は、BNetzAに、これらの変更を事前に十分な時間をもって通知**しなければならない。

※1 2021年電気通信法改正により、ユニバーサルサービスの文言を削除し、電気通信サービスの供給に対する権利として規定。 ※2 独連邦ネットワーク庁。  
※3 サービス提供の意思表示があった場合、当該事業者は通常6か月以内にサービス提供を進めなければならない。 ※4 1か月の期間満了後、3か月以内に義務命令を発出。 ※5 2024年3月時点で指定に係る最初のケースについて手続きが進行中。 ※6 速度の他に、遅延(片方向150ms以下)の要件。 ※7 BNetzAが提供するデスクトップアプリにより、最大14日間の測定期間中、異なる3暦日に1日10回の計測などが必要。



## 豪州におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの概要

- 豪州では、豪州全土でデフォルトのブロードバンドの提供事業者となるNBN Co及び大臣の指定等により地域ごとにサービスを提供する他事業者が法定インフラ提供者（SIP）となり、ユニバーサルサービスとしてブロードバンドを提供している。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務について

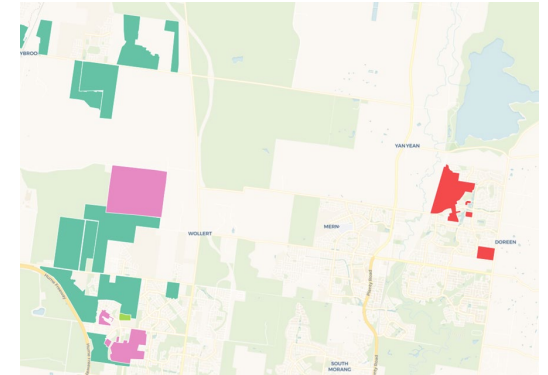
- ユニバーサルサービスとして提供されるブロードバンドは、**固定地点でのアクセスを保障するものであり、法令に基づくデフォルトの技術は固定回線**であるが、固定回線によるサービス提供が**合理的でない場合、固定無線又は衛星回線を使用可能**※1。
- **移動通信は、ユニバーサルサービスとして保障される対象にはなっていない。**

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供主体について

- 政府により設立された事業体である**NBN Co**※2が豪州全土においてデフォルトのSIPとなるが、**その他の事業者は大臣の指定を受けて**当該事業者のサービス地域におけるSIPとなることができる※3。
- SIPは、サービス地域内で、**他事業者のサービス提供がない場合に、固定地点に対するブロードバンドの接続・供給義務を負う**※4。
- SIPの指定に期限はない。
- **NBN Co以外のSIPは退出規制の対象とならないが、ネットワークの売却や事業撤退等の理由によりサービス地域から撤退する際には、規制当局に通知する義務がある**※5。

豪州通信メディア庁が公開するSIPのサービス地域を示した地図

(出典)<https://www.ga.gov.au/scientific-topics/national-location-information/nationalmap>



地図上の赤・緑・紫の地域が大臣の指定を受けたSIPのサービス地域。それ以外の地域はNBN Coがブロードバンドの接続・供給義務を負う。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供条件について

- 品質要件として、**下り25Mbps以上、上り5Mbps以上が設定**※6されている。

※1 NBN Coは、地方や遠隔地でのサービス供給に固定無線や衛星回線を使用。 ※2 2009年に発表された「NBN(国家ブロードバンド・ネットワーク)計画」と同時に設立された国有会社。 ※3 SIPの全リストは、豪州通信メディア庁(ACMA)が管理するSIP登録簿に掲載されており、同庁のHPで地域ごとのSIPを確認可能(上図参照)。2024年4月現在、NBN Coを含め33社が登録。 ※4 SIPは、法に規定された適用除外規定に基づき、合理的な場合に限り、接続・供給義務を例外的に拒否することができる。 ※5 撤退するSIPは、同時にSIPとしての義務を引き継ぐために他キャリアを手配することができるが、そうでない場合、デフォルトのSIPであるNBN Coが当該地域でのサービスを提供する。 ※6 ピーク時の速度。この速度への到達を担保する必要はないが、規制当局がSIPの法令遵守を監査する権限に基づき、速度基準を満たしていることを証明するネットワーク情報の提出を求めたことがある。



## 韓国におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの概要

- 韓国では、法（電気通信事業法）に基づき、行政（科学技術情報通信部長官）が意見を聴取した上で指定した電気通信事業者（KT）が、他の事業者のサービスを利用できない場合に限り、ユニバーサルサービスとしてブロードバンドを提供する。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務について

- ユニバーサルサービスとして提供されるブロードバンドは、**世帯（固定地点）を基準に有線で提供されるもの**としている。
- **島嶼地域と船舶に限り無線サービスが許可**<sup>※1</sup>されており、この場合、無線サービスの特性上、提供は固定地点に限定されない。
- 法的にはモバイル事業者又は衛星通信事業者を制限していないが、**現行制度において移動通信サービスは指定されていない**。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供主体について

- 科学技術情報通信部長官は、法に基づき、ネットワーク構築の現況、技術的能力及び品質、財政的能力などを総合的に考慮し、**全国で最も広いネットワークを構築し、山間地域にブロードバンドを効率的に提供することが可能**であることから、**ユニバーサルサービス義務提供事業者としてKTを指定**。
- KTは、**専用システムにより他の事業者に意見を確認**<sup>※2</sup>した上で、他事業者のサービスが利用できない場合に限り、利用者からの求めに応じてユニバーサルサービスとしてブロードバンドを提供。
- なお、ユニバーサルサービス義務提供事業者の指定に当たっては、当該事業者の意見を聴取することとなっており、特定事業者を**強制的に指定する法的根拠はなく、事業者との協議が必要**とされる。
- 指定期間はないものの、ユニバーサルサービス提供の効率性の観点から**2年ごとに指定**している。
- また、事業者の意思又は経営上の判断による**退出は、当該事業者との議論や社会的合意などを通じて可能とされるが**、これを規制する法的根拠はない。

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供条件について

- 品質要件として、**名目速度で下り100Mbps**<sup>※3</sup>が設定されている。

※1 島嶼地域等において、速度要件は適用されない。 ※2 ブロードバンド専用のシステムにより他事業者によるサービス提供の可否を確認。 ※3 インターネット設備構築環境、事業者の提供能力、利用者認識、所用費用などを総合的に考慮して設定。